

(公 印 省 略)
保 在 第 246 号
平 成 30 年 5 月 21 日

指定自立支援医療機関（更生医療）管理者 様

福岡市長 高島 宗一郎
(保健福祉局障がい者在宅支援課)

福岡市重度障がい者医療証併用者の自立支援医療（更生医療）請求について

平素より、本市の障がい福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、自立支援医療（更生医療）（以下、更生医療）と、福岡市重度障がい者医療証併用者は、福岡市自立支援医療費の支給に関する要綱第2条により、自己負担上限額を減免しております。

福岡市自立支援医療費の支給に関する要綱 <抜粋>

第2条（重度障がい者医療費助成対象者の自己負担上限額の減免）

法第58条第3項及び第4項に規定する当該支給認定障がい者等が負担すべき額は、福岡市重度障がい者医療費助成条例（昭和49年6月27日条例62号）第3条に規定する「対象者」についてはこれを免除することができる。

医療機関における医療保険と更生医療、福岡市重度障がい者医療の併用請求が可能なことから、福岡市自立支援医療費の支給に関する要綱が、平成30年6月30日で廃止になります。これに伴い、平成30年7月1日から更生医療の受給者証には本来の自己負担上限月額を表示します。（生活保護受給者以外は、0円にはなりません。）各医療機関の窓口において、更生医療受給者証と、福岡市重度障がい者医療証を提出された場合、更生医療の自己負担相当分は、福岡市重度障がい者医療証にて助成することとなりますので、ご注意ください。（※福岡市重度障がい者医療証は、福岡県内の病院に限り適用されます。）

また、平成30年7月診療分以降のレセプト請求は、医療保険、更生医療と、本市単独事業（福岡市重度障がい者医療助成）と分けて頂き、国民健康保険連合会または社会診療報酬支払基金へ請求をお願いいたします。

記

1. 変更適用日（受給者証に本来の自己負担額を表示）
平成30年7月1日
2. 自立支援医療（更生医療）受給者へ案内文
別紙のとおり

3. 変更のイメージ

	【平成 30 年 6 月まで】 自立支援医療（更生医療） 自己負担上限額 0 円	【平成 30 年 7 月以降】 自立支援医療（更生医療） 本来の自己負担上限額表示
自立支援医療 （更生医療） 受給者	健康保険証・自立支援医療（更生医療）受給者証・特定疾病療養者受給者証（※）を医療機関の窓口 に提示。 （※は所持者のみ）	健康保険証・自立支援医療（更生医療）受給者証・特定疾病療養者受給者証（※）、 <u>自己負担上限額管理票</u> 、 <u>重度障がい者医療証</u> を医療機関の窓口 に提示。 （※は所持者のみ） （注）重度障がい者医療証は福岡県外の病院では適用されません。
↓		
指定医療機関 （病院・薬局等）	診療報酬明細書は、公費負担者番号①15（更生医療）で重度障がい者医療の分もまとめて請求。 （2者併用）	診療報酬明細書は、公費負担者番号①15（更生医療）、公費負担者番号②80（重度障がい者医療）で3者併用請求。
↓		
国民健康保険 団体連合会 社会診療報酬 支払基金	医療機関からの請求とおり、15（更生医療）に80（重度障がい者医療）の分を含めた状態で請求される。	医療機関からの請求とおり、15（更生医療）と80（重度障がい者医療）が別々で請求される。
↓		
福岡市		

4. 留意事項

- 2以上の医療機関（病院・薬局等）を受診されている方には、「自己負担上限額管理票」を交付します。「自己負担上限額管理票」を確認して頂き、自己負担上限額を超えた請求を行わないよう、ご注意ください。
- 県外の医療機関（病院・薬局等）では、「福岡市重度障がい者医療証」が使用できません。受給者本人に自己負担上限額まで自己負担額を一旦払っていただき、後日お住まいの区役所・出張所の保険年金担当窓口にて、払い戻しが出来ることをご案内ください。
- 身体障害者手帳と更生医療の同時申請の場合で、「福岡市重度障がい者医療証」の有効期間開始日までは、更生医療の自己負担上限額まで自己負担が発生します。これまでと取扱いが異なりますので、ご注意ください。

(問い合わせ)
 〒810-8620
 福岡市中央区天神1丁目8番1号
 福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課
 (担当: 福原・川村)
 TEL 092-711-4248 FAX 092-711-4818